

農業集落排水移動汚泥脱水車運転業務委託 仕様書

1 業務の概要

- ①移動脱水車により、各農業集落排水処理場（4か所）を移動し、汚泥脱水作業を行う。
- ②脱水処理により生じる脱水ケーキの含水率はおおむね80%とする。
- ③脱水ケーキの搬出は脱水業務受注者持ちの車両を使用し、各処理場から有機資源センターに運び込む。

2 委託期間

令和8年5月1日から令和11年4月30日まで（36か月・長期継続契約）

3 資格等

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項一般廃棄物の収集又は運搬における、取扱廃棄物の種類「浄化槽汚泥」について、新発田市長の許可を受けていること。
- ・大型自動車免許を有する者を従業員から配置できること。

4 業務量（※数値は1年間の見込値）

- ①処理汚泥量 … 1,800 m³（脱水車能力：50 kg-DS/h、1日5時間稼働=250 kg-DS/日）
- ②作業日数 … 150日（1日あたり稼働時間=5h、総作業時間=8h）

5 処理場所在地及び位置関係等

①処理場等位置

- 1) 島潟浄化センター … 島潟弁天 1147 番地
- 2) 菅谷処理場 … 菅谷馬場田 1089 番地
- 3) 三光浄化センター … 下中江 416 番地
- 4) 宮古木浄化センター … 宮古木 667 番地 1
- 5) 米倉有機資源センター … 米倉 5181 番地

6 移動脱水車の格納位置

中井浄化センター（小舟町2丁目708番地）隣接地格納庫に入庫することとする。

7 作業等の内容（手順等）

- ①移動脱水車格納場所へ行き、始業前点検を行い、当日使用する薬剤の調整を行う。
- ②当日作業を行う処理場へ脱水車を移動し、準備の後、稼働する。同時に脱水ケーキ受けの車両を処理場に配置する。
- ③生産された脱水ケーキは、有機資源センターと調整を行い搬入する。
（搬送に当たっては汚泥液の漏出をさせず、雨水の入り込みがないようにする。）
- ④脱水作業終了後は、処理場を元の状態に戻し、施錠を確認し、格納場所に車両を戻す。
（薬液、汚水液などの汚れがある場合は掃除を行い清潔に保つ。）
- ⑤当日の作業を日誌に記入する。

※脱水ケーキ運搬車は、委託業者持ちの車両として業者の保管地に戻る。

※冬場の除雪などの手間については、委託料の中に込めるものとする(フェンス扉周りなど)。
※各処理場の汚泥蓄積については、各処理場維持管理業者と連携を取り、効率的な作業ができるよう努める。

8 委託の範囲

委託の範囲は、各処理場の発生汚泥を移動脱水車の稼動により脱水する業務である。
業務に必要な機械、消耗品、水道料、電気料等は新発田市（以下、「発注者」とする。）が負担する。

脱水汚泥の運搬費は別途支払いとする。

その他、発注者が指示した場合は、車検の対応等を行うこと。

9 提出書類など

業務終了後、業務報告書を発注者に提出する。

10 請求書提出先

新発田市水道局庁舎内 下水道課 施設管理係 TEL 0254-23-7284

11 その他

①必ず任意保険に加入し、経費については委託料に含めること。

任意保険の補償内容は、・対人、対物無制限、・人身傷害（搭乗中のみ）5,000万円、・車両保険（協定保険価額）515万円を基準とする。

②作業日数については、目安であり、前後する場合があります。

※契約終了後、この契約についての業務評価をします。

※提出された入札書及びその内訳については、新発田市情報公開条例に基づき開示する場合があります。